

本庁舎整備に活用可能な財源について

1 起 債

名 称	①一般単独事業債	②防災対策事業債 (津波浸水想定区域移転事業)	③緊急防災・減災事業債 (津波浸水想定区域移転事業)
同意基準等	他の事業の対象とならないもの	地域防災計画に基づく事業。 (津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転)	防災基盤の整備等 (津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設及び公用施設の移転)
充当率	75%	90%	100%
交付税措置率	0%	50%	70%
資金	市場公募資金、銀行等引受資金	地方公共団体金融機構資金、市場公募資金、銀行等引受資金	地方公共団体金融機構資金、市場公募資金、銀行等引受資金
備考	借入先が民間資金のため、長期借入ができない可能性があり、長期間の平準化ができないおそれがある。		令和 2 年度までに事業着手した事業が対象とされていたが、令和 7 年度まで延長される予定。(「令和 3 年度地方財政対策の概要」令和 2 年 12 月 21 日総務省発表)

※本庁舎は、広く市民が利用する“公共施設”ではなく“公用施設”に区分されるため、公共施設を対象とした起債の活用はできない。
 ※上記以外にも公共施設等適正管理事業債（充当率90%（交付税算定75%）交付税措置率30%）における市町村役場機能緊急保全事業があるが、令和 2 年度中に実施設計着手しなければならないほか、資金が民間等資金に限られるため、条件的に有利ではない。

2 基 金

公共施設等整備基金11 億2 千8 百万円（令和2 年5 月末時点）
 ※病院整備、可燃ごみ処理の広域化に伴う関連施設整備等に充当する可能性あり。

3 補助金・交付金

庁舎整備そのものに対する補助や交付金はないため、複合施設や設備の補助を活用し、財源の一部に充てる。
 (例) 社会資本整備総合交付金（高次都市機能（交流センター、ホール）
 地域環境保全対策費補助金（Co2 削減等）

4 競輪事業繰入金

令和22 年までの民間包括委託に伴い、毎年3 億円の収益保証があり、一般会計に毎年2 億円を繰入予定。

5 その他

施設整備の際に職員駐車場を整備し、使用料を徴収する。⇒ 60 千円/人・年、400 人の場合24,000 千円/年
 現敷地（本庁・消防）を民間貸与する。⇒13,227 m²×56.2 千円＝（評価額）743,357 千円（使用料 26,760 千円/年）

【根拠資料①】令和2年度地方債同意等基準運用要綱（令和2年4月1日付総財地第75号、総財公第83号、総財務第29号総務副大臣通知）（抜粋）

第一 協議等手続きに関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一)一般会計債

(6)一般単独事業

⑤ 緊急防災・減災事業

ア 緊急防災・減災事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること。

(ウ) 浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設及び公用施設の移転

a 次の施設の移転を対象とする。

(a) 津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び、幼稚園、特別支援学校、認定こども園）の移転

(b) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等の移転

b 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

(a) 面積 入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方

(b) ㎡当たり単価 361千円

c 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。

d 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

e 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、bで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

～ 起債同意基準に基づく起債対象面積と借入額の上限及び玉野市の実質的な負担見込額 ～

・ 基礎数値：市庁舎の勤務職員数 377人（令和2年8月現在、会計年度任用職員含む）

①起債対象面積の上限	377人	×	35.3㎡	=	13,308.1㎡
②起債対象額の上限	13,308.1㎡	×	361千円	=	4,804,224千円
③起債の借入額（緊急防災減災事業債の充当率100%、10万円単位）				=	4,804,200千円
③毎年の償還額（25年償還の例）	4,804,200千円	÷	25年	=	192,168千円
④起債償還額に対する交付税措置額（緊急防災減災事業債の交付税措置率70%）	192,168千円	×	70%	=	134,517千円

⇒ 毎年の実質的な市負担額（③－④）

$$192,168 \text{ 千円} - 134,517 \text{ 千円} = \underline{\underline{57,651 \text{ 千円}}}$$

※起債借入に伴い生じる金利部分は考慮していません。

※庁舎の建築費用のみについて、起債の借入可能額等を理論値とし試算したものです。

実際の事業内容や手法に応じて事業費は変動し、起債対象外の経費も発生することが見込まれるため、市の実質的な負担額は異なります。

【根拠資料②】令和2年度地方債についての質疑応答集（令和2年4月1日）（抜粋）

【12 防災対策事業（緊急防災・減災事業にも該当する事業に係る取扱いとは共通）】

Q12-3 「浸水想定等区域移転事業」は、具体的にどのような事業が対象ですか。

A12-3 運用要綱(4)の「浸水想定等区域移転事業」の対象となる施設は、

- ・ 津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定される庁舎、消防庁舎、消防署・出張所・指令センター（以下「消防署所等」という。）及び学校施設等の災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる施設である保育所や老人福祉施設等の社会福祉施設等
- ・ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等

のうち、地域防災計画で移転が必要と定められている施設を対象とします。また、起債対象事業費や面積が上限を超えたものについては、当該施設の建設に対応する本来の事業債の対象となります。

なお、庁舎については、原則として、移転前延床面積を上限として、起債対象事業費を算出するものですが、狭隘化などにより移転前延床面積を用いることが不適当な場合は、移転後の庁舎の入居職員数に一人当たり35.3㎡を乗じて得た面積を上限として、起債対象事業費を算出することができます。

ただし、これらの面積は上限であり、入居職員数の検討に際しては、対象事業費を適正に算出する観点から、類似団体の職員数との比較、将来人口や業務量等を踏まえての検討が必要となります。

また、移転前延床面積が、入居職員数と比較して著しく大きい場合に移転前延床面積を用いることは、事業費が過大となるため適当ではありません。

【13 緊急防災・減災事業】

Q13-8 浸水想定等区域内にある施設を高台に移転する場合に、通常の用地費以外にも法面の造成工事等が必要となる見込みです。このような高台移転に起因したかかり増しの造成工事も対象となりますか。

A13-8 移転前の用地面積を上限とする通常の用地費とは別に、移転に伴う追加工事として対象となります。

Q13-9 浸水想定等区域内にある施設を移転したいのですが、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、浸水想定等区域内で建て替えをせざるを得ない状況です。このような場合でも「浸水想定等区域移転事業」の対象となりますか。

A13-9 地理的な制約がある中で、かさ上げなどの浸水対策等を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた浸水対策等の実効性が担保され、地域防災計画の中に事業の必要性が位置付けられていれば、対象となり得ます。この場合のかさ上げなどのためのコストは、通常の建設費や用地費とは別に、浸水対策等のための追加工事費として対象として差し支えありません。